

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	北杜市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1956.html

執行機関名 北杜市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	北杜市放課後児童クラブ条例(平成16年北杜市条例第123号)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第1の項 北杜市放課後児童クラブ条例(平成16年北杜市条例第123号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	北杜市放課後児童クラブ条例(平成16年条例第123号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第12項、第21条の26及び第34条の7の規定に基づき北杜市放課後児童クラブを設置することにより、保護者の就労を容易にするとともに、児童に対し生活と遊びの場を与え、その児童の健全な育成に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北杜市放課後児童クラブ条例(平成16年条例第123号) 北杜市放課後児童クラブ条例施行規則(平成16年規則第72号)